

農林水産省総合食料局資料による。

区 分	単 位	水田農業確立対策（前期）			水田農業確立対策（後期）		
		昭. 62年度	63	平. 元年度	2	3	4
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
計 画							
目 標 面 積	1 千ha	770	770	770	830	830	700
生 産 目 標 数 量	2 万 t	-	-	-	-	-	-
実 績							
転 作	3 //	606	617	603	593	583	503
調 整 水 田	4 //	-	-	-	-	-	-
水 田 預 託	5 //	43	49	50	42	44	37
自 己 保 全 管 理	6 //	-	-	-	12	16	15
通 年 施 行	7 //	9	11	9	9	8	6
実 績 算 入	8 //	60	70	82	92	103	102
他 用 途 利 用 米	9 //	72	72	72	100	98	84
需 要 開 発 米	10 //	-	-	-	1	1	1
計	11 //	791	819	816	849	852	751
目 標 達 成 率	12 %	102	103	103	103	103	108
予 算 額							
当 初	13 百万円	182 570	186 169	186 225	163 225	163 225	135 148
補 正 後	14 //	215 600	218 378	227 183	172 601	171 456	145 865
助 成 補 助 金 等 単 価	15 //	167 500	171 100	171 100	151 100	151 100	121 400
	16 //	190 437	190 476	182 076	160 488	159 349	133 674
助 成 補 助 金 等 単 価	17 千円	水田農業確立助成補助金 基本額 〔10 a 当た〕 〔10 a 当た〕 〔10 a 当た〕 〔り平均〕 生産性向上等 地域営農 加 算 加 算 ① 一般作物 20 20 10 〔麦、豆類、飼料作物〕 〔都道府県特認〕 〔花き、てんさい等〕 の場合 10 ② 永年性作物 25 20 10 〔果樹、その他の木本〕 〔都道府県特認〕 〔性作物、転換畑、〕 の場合 10 〔林地、養魚場等〕 ③ 特例作物 7 5 5 〔野菜、たばこ、〕 〔都道府県特認〕 〔こんにゃく〕 の場合 5 ④ 水田預託のうち 7 - - 保全管理 ⑤ 土地改良 7 - - 通年施行 うち特別豪雪地帯 (9) - -			水田農業確立助成補助金 基本額 〔10 a 当た〕 〔10 a 当た〕 〔10 a 当た〕 〔り平均〕 生産性向上等 地域営農 加 算 加 算 ① 一般作物 14 20 10 (10) ② 永年性作物 19 20 10 (10) ③ 特例作物 4 5 10 (5) ④ 水田預託 4 - - ⑤ 土地改良通年施行 4 - - うち特別豪雪地帯 (5) ⑥ 自己保全管理 4 - -		
		注：生産性向上等加算の〔 〕内は高能率生産単位育成加算、()内は特認加算の加算額である。					

注：1 水田農業確立対策の()内は特認型の助成単価である。
 2 水田営農活性化対策の地域集約・複合型転作推進の()内は、営農集団管理タイプ等の助成単価である。
 3 新生産調整推進対策の需要量には、加工用米の需要量（195万トン）を含む。
 4 新生産調整推進対策の水田営農確立の()内は、特認型の助成単価である。
 5 目標達成率は、消費純増等による補正後の目標面積に対するものであり、記載されている目標面積は補正前のものである。
 6 平成10年度及び11年度の*は多面的機能水田（景観形成作物等）の面積である。

対策等の推移

水田営農活性化対策			新生産調整推進対策		緊急生産調整推進対策		区 分																								
5	6	7	8	9	10	11																									
(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)																									
676	600	680	677	673	963	963	1																								
-	-	-	-	-	-	-	2																								
441	349	384	457	455	545	541	3																								
-	-	32	65	58	77	67	4																								
32	24	28	12	8	6	4	5																								
14	12	16	43	47	56	56	6																								
6	5	6	7	7	5	6	7																								
117	122	148	85	105	247	266	8																								
103	74	48	-	-	* 19	* 20	9																								
0	0	0	-	-	-	-	10																								
713	588	663	673	685	955	960	11																								
106	102	101	100	102	100	100	12																								
101 315	84 318	89 318	93 484	94 194	117 081	116 821	13																								
101 228	74 824	89 260	133 380	132 967	115 682	116 814	14																								
92 700	75 700	80 700	55 900	54 000	116 939	116 679	15																								
92 700	66 294	80 700	59 804	58 922	115 623	116 679	16																								
水田営農活性化助成補助金			新生産調整助成補助金		緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等		17																								
<table border="1"> <tr><th>高度営農水田確立</th><th>水田推進営農</th><th>地域営農推進</th><th>地域集約・複合型転作推進</th><th>特定転作推進</th><th>計画推進</th></tr> </table>			高度営農水田確立	水田推進営農	地域営農推進	地域集約・複合型転作推進		特定転作推進	計画推進	<table border="1"> <tr><th>水田営農確立</th><th>高度水田営農推進</th><th>地域集約・複合型転作推進</th><th>特定転作推進</th><th>計画推進</th></tr> </table>		水田営農確立	高度水田営農推進	地域集約・複合型転作推進	特定転作推進	計画推進	<table border="1"> <tr><th colspan="4">単価 (千円/10a)</th></tr> <tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">米需給安定対策</th><th colspan="2">水田営農確立助成金</th></tr> <tr><th>一 般</th><th>地域集団加入促進</th><th>高度水田営農確立助成</th><th>団地形成助成等</th></tr> </table>		単価 (千円/10a)				区 分	米需給安定対策		水田営農確立助成金		一 般	地域集団加入促進	高度水田営農確立助成	団地形成助成等
高度営農水田確立	水田推進営農	地域営農推進	地域集約・複合型転作推進	特定転作推進	計画推進																										
水田営農確立	高度水田営農推進	地域集約・複合型転作推進	特定転作推進	計画推進																											
単価 (千円/10a)																															
区 分	米需給安定対策		水田営農確立助成金																												
	一 般	地域集団加入促進	高度水田営農確立助成	団地形成助成等																											
① 一般作物			① 一般作物		一般作物																										
先進型33			12 先進型23 } 10 3 4		〔麦,大豆,飼料〕 〔作物,花き等〕																										
育成型26 10 7 3 4			(10) 育成型16 } 10 3 4		25 5 20 10																										
20 (10)																															
② 永年性作物			② 永年性作物		永年性作物等																										
育成型 - 10 - 3 4			12 - - 3 4		〔果樹,転換畑,〕 〔林地,養魚池等〕																										
20					25 5 - -																										
③ 特例作物			③ 特例作物		特 例 作 物																										
先進型 5 } 10 7 - 4			2 先進型 2 } 10 - 4		(野菜,たばこ等)																										
育成型 5 } 10 7 - 4			(2) 育成型 2 } 10 - 4		4 5 2 2																										
5 (5)																															
④ 調整水田 - - 7(5) 3 4			④ 調整水田		多面的機能水田																										
			- - - 3 4		25 5 - -																										
⑤ 水田預託 - - - - 4			⑤ 多面的機能水田		調 整 水 田																										
			- - - 3 4		10 5 - -																										
⑥ 土地改良通年施行 - - - - 4			⑥ 水田預託		保 全 管 理																										
			- - - - 4		自 己 保 全 管 理																										
⑦ 自己保全管理 - - - - 4			⑦ 土地改良通年施行		土 地 改 良 通 年 施 行																										
			- - - - 4		4 - - -																										
			⑧ 自己保全管理		土 地 改 良 通 年 施 行																										
			- - - - 4		4 - - -																										

(注) 1 米需給安定対策費を含む。
2 団地形成助成とは、団地形成助成、生産組織・集落営農助成、畜産複合助成、中山間産地形成助成をいう。

区 分	単 位	水 田 農 業 経 営 確 立 対 策			
		12	13	14	15
		(14)	(15)	(16)	(17)
計 画					
目 標 面 積	1 千ha	963	1 010	1 010	1060
生 産 目 標 数 量	2 万 t	-	-	-	-
実 績					
転 作	3 "	557	588	591	614
調 整 水 田	4 "	55	53	48	48
水 田 預 託	5 "	4	3	3	3
自 己 保 全 管 理	6 "	62	64	64	64
通 年 施 行	7 "	5	4	3	3
実 績 算 入	8 "	277	252	261	282
景 観 形 成 等 水 田	9 "	9	9	8	9
需 要 開 発 米	10 "	-	-	-	-
計	11 "	969	973	978	1 022
目 標 達 成 率	12 %	101	101	101	100
予 算 額					
当 初	13 百万円	136 547	155 943	158 529	173 660
補 正 後	14 "	144 077	164 983	174 163	190 817
助 成 補 当 初	15 "	128 888	148 259	151 658	168 688
助 金 等 補 正 後	16 "	136 427	157 314	167 604	185 858

助 成 補 助 金 等 単 価	17	千円	(1) 水田農業経営確立対策における助成対策				・左表(1)について、平成15年度は、とも補償における一般作物のうち、水田農業経営確立助成の交付要件を満たすものは20千円/10a、満たさないものは10千円/10aとなる。同じく15年度において調整水田の換算率は2/5、保全管理等の換算率は1/5となる。																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とも補償</th> <th>経営確立助成</th> <th>水田高度利用等加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 般</td> <td>麦、大豆、飼料作物、稲発酵粗飼料、わら専用稲</td> <td>20 (地区全体達成+3)</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>豆類、そば、飼料用米、なたね、い草、みつ源れんげ、緑肥、子実前刈り取り(青刈り)</td> <td>20 (地区全体達成+3)</td> <td>20</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特例作物(野菜、たばこ、こんにゃく)</td> <td>10 (地区全体達成+3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>永年生物、景観形成等水田等</td> <td>10 (地区全体達成+3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>調整水田</td> <td>7 (地区全体達成+3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保全管理・自己保全管理・土地改良通年施行</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					区分	とも補償	経営確立助成	水田高度利用等加算	一 般	麦、大豆、飼料作物、稲発酵粗飼料、わら専用稲	20 (地区全体達成+3)	40	10	豆類、そば、飼料用米、なたね、い草、みつ源れんげ、緑肥、子実前刈り取り(青刈り)	20 (地区全体達成+3)	20	-	特例作物(野菜、たばこ、こんにゃく)	10 (地区全体達成+3)	-	-	永年生物、景観形成等水田等	10 (地区全体達成+3)	-	-	調整水田	7 (地区全体達成+3)	-	-	保全管理・自己保全管理・土地改良通年施行	3	-	-
			区分	とも補償	経営確立助成	水田高度利用等加算																														
			一 般	麦、大豆、飼料作物、稲発酵粗飼料、わら専用稲	20 (地区全体達成+3)	40		10																												
				豆類、そば、飼料用米、なたね、い草、みつ源れんげ、緑肥、子実前刈り取り(青刈り)	20 (地区全体達成+3)	20		-																												
			特例作物(野菜、たばこ、こんにゃく)	10 (地区全体達成+3)	-	-																														
			永年生物、景観形成等水田等	10 (地区全体達成+3)	-	-																														
			調整水田	7 (地区全体達成+3)	-	-																														
			保全管理・自己保全管理・土地改良通年施行	3	-	-																														
			(10 a 当たり単価 千円)																																	
			(2) 飼料用稲、そばに対する支援策 (水田作付体系転換緊急推進事業)																																	
			(1) に加え次の金額を追加的に助成																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲発酵粗飼料等の稲による転作、そば</th> <th>子実刈り取り</th> <th>麦、大豆等の一般作物、たばこ、景観形成等水田</th> <th>特例作物、永年性作物、調整水田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>40</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>					稲発酵粗飼料等の稲による転作、そば	子実刈り取り	麦、大豆等の一般作物、たばこ、景観形成等水田	特例作物、永年性作物、調整水田	20	40	10	5																					
			稲発酵粗飼料等の稲による転作、そば	子実刈り取り	麦、大豆等の一般作物、たばこ、景観形成等水田	特例作物、永年性作物、調整水田																														
			20	40	10	5																														
			・左表(2)について、平成15年度は、平成12年度からの生産調整規模の拡大に対応した飼料用稲(稲発酵粗飼料用稲、わら専用稲)及びそばの取り組み増加面積分について20千円/10aを助成。																																	

対策等の推移（つづき）

水田農業構造改革対策						区分
16	17	18	19	20	21	
(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	
-	-	-	-	-	-	1
857	851	833	828	815	815	2
(19年は需要量に対する情報)						
-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	-	4
-	-	-	-	-	-	5
-	-	-	-	-	-	6
-	-	-	-	-	-	7
-	-	-	-	-	-	8
-	-	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	-	10
-	-	-	-	-	-	11
-	-	-	-	-	-	12
165 074	168 432	165 707	157 840	153 073	187 192 注1	13
-	-	-	-	-	-	14
144 508	144 508	145 808	147 669	147 669	181 788 注2	15
-	-	-	-	-	-	16

水田農業構造改革交付金 (産地づくり交付金)	水田農業構造改革交付金 (産地確立交付金)	(1) 水田農業構造改革交付金 (産地確立交付金、既存の産地づくりの 取組への支援)																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基本部分</td> <td>麦、大豆、飼料作物</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他一般作物</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>特例作物等</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>調整水田</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>自己保全管理等</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">担い手加算</td> <td>麦、大豆、飼料作物</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>その他一般作物</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別調整促進加算 〔地域条件に応じた生産調整への意欲的な取組を助長するための加算〕</td> <td>各都道府県ごとに配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10 a 当たり単価 千円)</p>	区分	単価 ※	基本部分	麦、大豆、飼料作物	10	その他一般作物	7	特例作物等	5	調整水田	2	自己保全管理等	1	担い手加算	麦、大豆、飼料作物	40	その他一般作物	20	特別調整促進加算 〔地域条件に応じた生産調整への意欲的な取組を助長するための加算〕		各都道府県ごとに配分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本部分</td> <td>麦、大豆、飼料作物</td> <td rowspan="3">5</td> </tr> <tr> <td>その他一般作物</td> </tr> <tr> <td>特例作物等</td> </tr> <tr> <td>担い手加算</td> <td>麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新需給調整システム定着交付金 〔地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を促進するための加算〕</td> <td>各都道府県ごとに配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10 a 当たり単価 千円)</p>	区分	単価 ※	基本部分	麦、大豆、飼料作物	5	その他一般作物	特例作物等	担い手加算	麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物	30	新需給調整システム定着交付金 〔地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を促進するための加算〕		各都道府県ごとに配分	<p>(1) 水田農業構造改革交付金 (産地確立交付金、既存の産地づくりの取組への支援)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本部分</td> <td>麦、大豆、飼料作物</td> <td rowspan="3">5</td> </tr> <tr> <td>その他一般作物</td> </tr> <tr> <td>特例作物等</td> </tr> <tr> <td>担い手加算</td> <td>麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新需給調整システム定着交付金 〔地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を促進するための加算〕</td> <td>各都道府県ごとに配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10 a 当たり単価 千円) ※ 農業者への実際の交付単価は地域協議会において決定。</p> <p>(2) 水田等有効活用促進対策事業 (新たに大豆、麦等を作付拡大する取組への支援)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大豆、麦、飼料作物</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>米粉用米、飼料用米</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(水田表作の場合の10 a 当たり単価 千円) ※ ・大豆については単収向上に資する数量的要素を加味。 (単収3俵以上の場合3千円/俵を加算) ・水田裏作麦の作付拡大は15千円/10 a (助成期間3年) ・畑不作付地への作付拡大は15千円/10 a (助成期間1年)</p>	区分	単価 ※	基本部分	麦、大豆、飼料作物	5	その他一般作物	特例作物等	担い手加算	麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物	30	新需給調整システム定着交付金 〔地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を促進するための加算〕		各都道府県ごとに配分	区分	単価 ※	大豆、麦、飼料作物	35	米粉用米、飼料用米	55
区分	単価 ※																																																						
基本部分	麦、大豆、飼料作物	10																																																					
	その他一般作物	7																																																					
	特例作物等	5																																																					
	調整水田	2																																																					
	自己保全管理等	1																																																					
担い手加算	麦、大豆、飼料作物	40																																																					
	その他一般作物	20																																																					
特別調整促進加算 〔地域条件に応じた生産調整への意欲的な取組を助長するための加算〕		各都道府県ごとに配分																																																					
区分	単価 ※																																																						
基本部分	麦、大豆、飼料作物	5																																																					
	その他一般作物																																																						
	特例作物等																																																						
担い手加算	麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物	30																																																					
新需給調整システム定着交付金 〔地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を促進するための加算〕		各都道府県ごとに配分																																																					
区分	単価 ※																																																						
基本部分	麦、大豆、飼料作物	5																																																					
	その他一般作物																																																						
	特例作物等																																																						
担い手加算	麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物	30																																																					
新需給調整システム定着交付金 〔地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を促進するための加算〕		各都道府県ごとに配分																																																					
区分	単価 ※																																																						
大豆、麦、飼料作物	35																																																						
米粉用米、飼料用米	55																																																						

※ 農業者への実際の交付単価は地域協議会において決定。

注：1 米政策改革大綱により、平成16年からの生産調整は生産目標数量を配分する方式へ転換された。
2 産地確立（づくり）交付金関係予算（平成16～20年度は産地づくり交付金関係予算、平成21年度は産地確立交付金関係予算。）。
3 水田農業構造改革交付金（平成16～21年度、なお平成21年度は水田等有効活用促進対策事業を含む。）。